

データ・インテリジェンス教育研究部門設置要項

平成30年 3月19日 制定

令和 5年 7月4日 最終改正

学長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学教育機構規則第12条第3項の規定に基づき、データ・インテリジェンス教育研究部門（以下「部門」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部門は、数理・データサイエンス教育をはじめとしたビッグデータ解析やIoTシステム構築技術、人工知能技術など「超スマート社会」に必要とされる基盤技術等に関する教育研究を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 部門は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) データ関連人材育成プログラム、「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」の実施に関すること
- (2) サイバーセキュリティ技術、IoTシステム構築技術、ビッグデータ解析技術、人工知能技術の教育研究に関すること
- (3) その他部門の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 部門は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 部門専任教員
- (4) 部門担当教員
- (5) その他の職員

2 部門長、副部門長は、本学教職員のうちから、学長が任命する。

3 部門長及び副部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 部門担当教員及びその他の職員は、本学に所属する教職員のうち、機構長が指名した者をもって充てる。

(部門会議)

第5条 部門には、必要に応じて部門会議を置くことができる。

2 部門会議に関する事項は、部門長が別に定める。

(アドバイザー・ボード)

第6条 部門には、必要に応じてアドバイザー・ボードを置くことができる。

2 アドバイザー・ボードに関する事項は、部門長が別に定める。

(事務)

第7条 部門に関する事務は、研究・社会連携課及び学務課の協力を得て、学術情報課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、部門の管理運営に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行後に最初に任命される部門長の任期は、平成31年3月31日までとする。

附 則 (平成31年3月20日一部改正)

この改正要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日一部改正)

この改正要項は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月4日一部改正)

この改正要項は、令和5年7月4日から施行し、令和5年7月1日から適用する。